

令和 4 年 筑前町議会総務建設常任委員会会議録	
招集年月日	令和 4 年 6 月 7 日 (火)
招集の場所	筑前町役場議員控室
開 会	令和 4 年 6 月 7 日 (火) 1 5 時 3 5 分
閉 会	令和 4 年 6 月 7 日 (火) 1 5 時 5 3 分
出席委員	委員長 木 村 博 文 副委員長 木 村 和 彦 委 員 柳 雅 明 委 員 持 山 英 幸 委 員 田 口 讓 司 委 員 山 本 久 矢 委 員 田 中 政 浩
欠席委員	な し
会議事件説明 のため出席し た者の職氏名	請願第2号 紹介議員 深 野 良 二 財政課長 橋 本 照 美 財政係長 田 中 達 也 請 願 者 筑前町職員労働組合 執行委員長 井 浦 直 洋
欠席者	な し
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務局長 議会事務局議会係長 山 本 孝 田 中 晴 美
付託事件	請願第2号 「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める 請願書

会 議 録

総務建設常任委員会

令和4年6月7日（火）

開 会	
委 員 長	それでは、本日の出席委員は7人につき、定足数に達しております。 ただいまから総務建設常任委員会を開会いたします。 (15:35)
委 員 長	これから本日の会議を開きます。 これより、本委員会に付託されました請願第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書を議題とし、審査を行います。 まず、本日の出席者をご紹介します。 請願者の、自治労筑前町職員労働組合執行委員長、井浦直洋様
井浦執行委員長	よろしくお願いします。井浦です。
委 員 長	紹介議員の深野良二議員
深野議員	よろしくお願いします。
委 員 長	担当部局として財政課長
財政課長	よろしくお願いします。
委 員 長	以上の方々です。 すみません、財政係長。申し訳ありません。 お忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。 次に、請願趣旨について、請願者の説明を求めます。 執行委員長、井浦直洋さん
井浦執行委員長	先ほどご紹介いただきました筑前町職員労で組合執行委員長をしております井浦です。よろしくお願いいたします。本日は貴重なお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。 それでは、早速ですが、今回提出いたします「地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める請願書」について説明いたします。座って説明いたします。 この請願活動は、当組合では4年前から取り組みをさせていただいてございます。まず、請願の趣旨について申し上げます。 ご承知のとおり、今、地方自治体には多くの行政需要がございます。医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、より多く、また、より複雑化した行政需要への対応が求められています。 コロナ禍で2年を経過してございますが、いつ終わるか先の読めないワクチン接種の対応、また、近年多発している地震、梅雨前線とか台風における大規模災害の対応など、緊急な対応を要する課題にも直面してございますし、ますます地方財政は逼迫してございます。 地方自治法第99条では、議会の意見書提出権につきまして、地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会または関係行政庁に提出することができると定めてございます。地方財政の確立のため、住民代表である議会の総意として、本請願についてご採択いただきますよう、よろしくお願いいたします。 それでは、請願事項について説明いたします。 本請願は、地方財政の充実・強化のため、10の事項の実現を求める内容になってございます。4年前から出させていただいてございまして、今年の内容に関しましては昨年度とほとんど重複してございまして、何度も聞かれている内容かとは思いますが、要点を絞りまして、事項1、2、4、7、8について説明申し上げます。 まず、1です。増大する地方自治体の財政需要の的確な把握と、これに見合う地方一般財源総額の確保についてということでございます。 地方財政需要につきましては、2022年度地方財政対策、去年の12月に発表されたわけですが、一般財源総額が約6兆2兆円、「骨太方針2021」に記載されてご

ざいますとおり、ほぼ前年度の水準が確保されたものとなつてございます。

また、地方交付税につきましては、同様に約18兆円程度と、三位一体改革以降では最高の水準となっています。

昨年2021年度の税収は65兆円と過去最高を記録したものの、税収の上振れ分として補正予算が組まれまして、地方交付税の財源分として約1.3兆円が繰り越されたという状況になってございます。

今年2022年度の地方財政計画では、その繰越分がプラスされているにもかかわらず、ほぼ前年どおりの水準に据え置かれていとも考えられています。これまでの骨太方針では前年度水準を確保するとしてきた背景には、国の厳しい財政状況を地方にまで転嫁しない、言わば縮小化への歯止めとしての機能が期待されてございましたが、2022年度の地方財政計画を見ると、むしろ前年度水準を上限化しているというふうにも思われます。

現在の地方財政は、急激な高齢化を反映し、恒常的に社会保障費が増加する性格を持っています。これに加えて、脱炭素化、デジタル化など、新たな業務も増加の一途をたどっており、果たして今までどおりの地方財政規模を確保するのみで、これまでどおりのサービス水準を提供できるか大いに疑問と思っております。

続きまして、2. 地方財政計画において前年度水準が保たれているものの、増加する補助事業分に対し、地方単独事業分が抑制的になってございます。

地方における支出は社会保障に関連した地方単独分こそ増加してございますが、結果的に人員を抑制するなど、財源対応に陥るといった悪循環も指摘されてございます。このため、地方単独事業分を含めた社会保障経費を確保し、これに見合った地方一般財源の総額が保障されるべきと考えております。

続きまして、4番です。コロナ禍については第6波の収束を見越せず、既に第7波に対する警戒感も漂い出すなど、依然厳しい状況にございます。各自治体においては、引き続きワクチン接種対応、地域経済対策などが求められています。

コロナ対策をめぐるのは、今後も想定していなかった行政需要が生まれる可能性もあり、国としては5兆円の予備費を計上しています。これらの財源も活用し、引き続き国による財源保障を求めるものです。

続きまして、7番です。特別交付税の配分にあたりましては、諸手当の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないことという内容でございます。

私たち地方公務員の給与は、地方自治の本旨と地方分権の理念に基づき、各地方自治体における労使交渉を踏まえて決定されるべきものでございます。

総務省の地方公務員の給与については、地方公務員法の趣旨を踏まえ、各団体の議会において条例によって定められるものとの考えを示してございますが、総務省令では、諸手当の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、特別交付税を減額することとしています。これらの措置は、人事委員会の勧告制度、労使交渉を経て条例で定めるという給与決定の原則を否定することになりかねません。

財源不足から、手当等が国の基準を下回るような自治体の財源不足は調整せず、国の基準を上回っている部分についてのみ減額措置を行うことは、国による制裁措置にほかならないことから、そうした取扱いの是正を求めるものです。

続きまして、8番、デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化に向けてということでございます。

地域デジタル社会推進費に相当する財源を継続して確保していくなど、十分な財源を保障すること。また、デジタル化が定着していく過渡期において生じ得る行政需要についても、人材・財源を含めた対応を行うことということでございます。

	今政府はデジタル・ガバメント化を強力に推進しております。昨年9月にデジタル庁が設置されまして、今年マイナンバーカードの取得の促進であるとか、地域デジタル社会推進、自治体情報システムの標準化、また、共通化を推進しています。 自治体業務システムの標準化については、2025年度までの完了を目標としていますが、その規模や人材不足などにより、目標達成が困難という自治体も存在してございます。 また、システム化を進める一方で、それについていけない住民の存在、いわゆるデバインド問題や旧制度と新制度の過渡期には、両制度での業務対応が求められるなど、自治体職場における一層の繁忙化も予想されてございます。 国には引き続き予算の確保、また、人材まで含めた自治体支援策など問題解決について地方から訴えていく必要がございます。 以上で説明を終わります。 よろしくお願いいたします。
委員長	以上で請願者からの説明が終わりました。 次に、紹介議員の説明を求めます。 深野良二議員
深野議員	今、詳しく請願者から話をしていただいたとおりです。今回の請願内容につきましては、財源を確保していく上で大事だと私も思っています。地方6団体の一つであります私たち議員の立場からも、この請願を国に上げていくことは大事だと思っておりますので、意見の採択をしていただきますよう、私のほうからもよろしくお願いいたしますと思います。 以上です。
委員長	ほかに補足説明がありましたらお願いします。 (なし)
委員長	ないようですので、以上で関係者からの説明が終わりました。 これから、請願第2号に対する質疑に入ります。 請願者、紹介議員、当局に対しまして、質疑がありましたらお願いします。 柳委員
柳委員	3番がよく分かりませんので教えてください。「所得税、消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行う」というふうになっていますけれども、所得税、消費税と、国税ですね。法人税、酒税がありますけれども、その対象はどんなふうですか、金額的に。
財政係長	金額までは、申し訳ございませんけど……。
委員長	発言は挙手をもってお願いします。 財政係長
財政係長	額までは説明できませんけれども、所得税、消費税をはじめとした国税の一定割合が地方のほうに来ますので、ここに書かれているとおり、それでなくて、要するに財源移譲を行ってほしいということです。
柳委員	ということは、酒税とかありますよね。国税は3税やったですかね。それとの比較で所得税、消費税をここに上げられたのかなと。そこら辺がちょっと……。
財政係長	そうですね……。
委員長	すみません、発言は挙手をされて、発言の許可を取ってお願いします。今のはどうですか。もう1回質問されますか。 柳委員
柳委員	もう一つ別の質問をよろしいですか。森林環境譲与税ですけども、これは令和6年からだったと思うんですけども、国民1人あたり1,000円ですよ。そうする

	と、当町は3万人ですので3,000万円ですよね、計算すると。そうすると、現在来ているのが600万から800万ぐらいですかね。3,000万のうちの5分の1ぐらいの金額になるんだろうと思うんですけども、そこら辺はどのように説明されますか。
財政係長	森林環境譲与税の住民1人あたりの金額は把握しておりませんが、一旦プールされて、それを各森林面積とかで割るので800万とかいう数字が出てきています。令和6年、5年ぐらいまでは額が内示されていますので、それ以降については、また上がっていくのではないかとこちらでは考えております。
委員長	柳委員
柳委員	これは国税の森林環境税ですけども、福岡県の森林環境税は500円ですね。1,500円を払うようになるんですけれども、その兼ね合いとしてはどんなふうになるのかをお願いします。
財政係長	県の動向は把握しておりません。
柳委員	分かりました。
委員長	ほかにございませんでしょうか。 (質疑なし)
委員長	ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 以上で請願者からの説明が終わりました。請願者、紹介議員、財政課の皆様には退席していただきます。 大変お疲れさまでした。 (井浦執行委員長、深野議員、財政課長、財政係長退室)
委員長	これより討論に入ります。 まず、請願第2号に反対者の反対討論を許します。 (討論なし)
委員長	次に、賛成者の賛成討論を許します。 討論はございませんでしょうか。 (討論なし)
委員長	以上で討論を終結します。 これより、請願第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める請願書」を採決します。 請願第2号を採択することに賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)
委員長	ありがとうございます。 挙手全員です。 したがって、請願第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める請願書」は採択と決しました。 お諮りします。 ただいま採択しました請願第2号は、お手元にお配りした請願書記載のとおり、意見書を関係行政庁へ提出したいと思います。 これに異議ございませんか。 (異議なし)
委員長	異議なしと認めます。 したがって、請願第2号は、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁へ意見書を提出します。 意見書の提出の発議にあたり、提出者は委員長になりますが、賛成議員2名が必要です。議員名簿順で前回からの順序でいきますと、田口譲司委員、山本久矢委員にお

	願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。 (異議なし)
委 員 長	後で発議書に署名をお願いします。 なお、本委員会の審査結果報告書等の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委 員 長	ありがとうございます。 ご異議がありませんので、そのように決定いたします。
散 会	
委 員 長	以上で、本委員会に付託された請願の審査は終了いたしましたので、総務建設常任委員会を散会いたします。 本日はお疲れさまでした。 (1 5 : 5 3)
	上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。 総務建設常任委員長 木村博文